

福利厚生関係費規定

山梨県社会保険労務士会

会員の福利厚生関係の経費について以下のように定める

第1条 (健康診断補助)

会員が特定健診等の定期健康診断を実施した際には、1年度に1回、実施後に領収書を提示した場合、かかった費用の内2,000円を補助する。

第2条 (社労士手帳の配布)

全国社会保険労務士会連合会が発行している社会保険労務士手帳について、希望した会員分を県会が買い取り、希望会員に無料で配布する

第3条 (親睦旅行費補助)

県会が主催する親睦旅行の参加者への補助として、1名3,000円分を補助することとし、実施後のバス会社への支払い等旅行費用精算時に旅行実施担当者に支払う。

第4条 (理事会時の交通傷害保険への加入)

理事会への出席の際の会場までの移動時に交通事故等にあつた場合の補償として、国内旅行傷害保険に加入する。保険期間は1年で毎年更新する。

第5条 (電子証明書 取得等費用の補助)

e-GOVE 電子証明書の新規取得、または5年に一度の更新の際にかかった費用について、申請があつた場合には、1回5,000円を補助する。

附則

第1条 この規定は令和5年10月7日より施行する。

第2条 この規定は令和6年3月2日より施行する。